

議員提案第37号

新潟市議会委員会条例の一部改正について

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年3月22日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡 辺 仁

小 山 進

渡 辺 均

古 泉 幸 一

吉 田 孝 志

皆 川 英 二

五 十 嵐 完 二

野 本 孝 子

南 ま ゆ み

山 際 務

串 田 修 平

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項市民厚生常任委員会の項中「福祉部」の次に「，こども未来部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新潟市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された市民厚生常任委員会の委員，委員長又は副委員長である者は，それぞれ，改正後の新潟市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により市民厚生常任委員会の委員，委員長又は副委員長に選任され，又は互選されたものとみなし，その委員の任期は，新条例第3条第1項の規定にかかわらず，旧条例の規定による常任委員の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された市民厚生常任委員会に付議されている事件は，新条例の規定により設置された市民厚生常任委員会に付議されたものとみなす。